

「令和5年度静岡県環境衛生科学研究所で使用する電気」に係る質疑応答

令和4年12月27日

	質問事項	回答
1-1	落札後の燃料費調整額単価に関しては、供給者の約款を適用し、最終保障約款の燃調費調整額及び市場価格調整単価を超えないように加減する事との記載がありますが、弊社が仮に落札させていただいた場合、弊社の供給約款では最終保障約款の燃料費調整単価を超えないお約束が出来ず、超えないよう調整も出来かねますが宜しいでしょうか。	契約書案第13条のとおりでご了承をお願いします。なお、同条による対応が困難となった場合、第16条により、契約変更に関する協議に応じさせていただきます。
1-2	託送料金が上がった場合は電気料金に反映させていただくことは可能でしょうか。	了承します。
1-3	入札の際に使用する、入札書、入札書別紙及び月別計算書の Excel データ等頂くことは可能でしょうか。	別途お送りします。
2-1	各施設の現在の電力供給会社及び計量日を教えてください。	電力供給会社 ゼロワットパワー株式会社、計量日 毎月1日
2-2	各施設について、自動検針装置はついてますか。	当所の設備としてはありません。
2-3	各施設について、自家発補給電力の契約はありますか。また、ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。	ありません。
2-4	入札書に記載する日付は作成日でよいか。	入札の開札日を御記入ください。(第1回目:令和5年1月24日、第2回目:令和5年1月31日)
2-5	入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか(力率割引を考慮する)	力率は100%で算定してください(仕様書2(3)、入札説明書4(11))。
2-6	内訳書・予定使用電力量の表を電子データ(エクセル)でいただく事は可能ですか。また、エクセルデータを頂く事が不可能な場合、内訳書は任意様式でも問題ないでしょうか?	電子データ(エクセル)を本回答書に添付しました。
2-7	ご請求について、弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか?	当静岡県環境衛生科学研究所への1本の御請求でよろしいです。
2-8	2023年4月より、弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子化へ移行予定です。(3月分電気料金請求書、4/15到着分より)お客さまにはお客さま専用Webページにて請求書を確認頂くこととなりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能)	問題ありません。
2-9	弊社の請求書は、原則、翌月10日迄にWebサイト上で開示、請求書受領後30日以内(翌々月15日迄)に振込となります。なお年度末でも同様の対応となりますが、ご了承いただけますか。	(電子化以降、紙での請求書原本の到着はございません)了承します。
2-10	落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。	最新請求書1ヶ月分の写しを本回答書に添付しました。
2-11	振込手数料の負担は致しませんが、ご了承いただけますか?	了承します。
2-12	供給契約開始日の直近6か月間において建築・増築にかかる移転はございますか。	ありません。
2-13	また、供給開始語期間中に引き込み位置の移設・変更等、	ありません。

	工事のご予定はありますでしょうか。	
2-14	また、契約開始後に発生しました工事用体に関しましては工事予定日 2 か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。	了承します。
2-15	契約開始時または供給期間中に契約電力の変更希望及び予定はございますか(500kW 以上の協議制契約の場合)	ありません。
2-16	また、契約開始後の契約電力変更に関しましては、管轄エリア電力会社様の承認が必要となりますため、ご希望に添えない場合がございます。また、入札時の算定条件と異なることになるため、弊社からあわせて単価変更のご提示と協議をご依頼する場合がございます。ご了承ください。	了承します。
2-17	契約電力が 1 施設で 500kW 以上(協議制)の施設については、契約開始前に仕様書記載の契約電力を超過した場合は、仕様書記載の契約電力での申込が一般送配電事業者に却下される可能性がございます。その場合は超過した契約電力でのご契約となりますがご了承くださいませでしょうか。	了承します。
2-18	契約電力が1施設で 500kW 以上(協議制)の施設について、今現在の契約電力と 2021 年 12 月～2022 年 11 月の 1 年間の最大需要電力の実績値をご教示願います。	契約電力:600kW 最大需要電力実績:2022 年 8 月 505kW
2-19	電気価値は指定なし、非化石価値は再エネ指定非化石証書の適用による実質再エネ電力供給で認識齟齬ありませんでしょうか。また非化石証書は、トラッキング有無・FIT/非FIT の指定 はございますでしょうか。	前段はご認識のとおりです。非化石証書は、トラッキング有・FIT/非 FIT の指定ありをお願いします。
2-20	応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の料金改定および約款などの変更があった場合には応札額について協議を行う事は可能でしょうか？	契約書案第2条のとおり、供給開始日は契約期間の始期と同一日(令和5年4月1日)としておりますので、契約前の協議はできません。
2-21	入札の仕様書および契約書にて当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式を適用されている方が対象の質問となりますが、応札から供給開始までの間に当該エリアを管轄する電力会社の燃料費調整単価算出式が変更され、当該変更に伴い従量料金の変更または他の項目が新たに設けられる場合、応札額の変更協議に応じていただくことができますでしょうか。	契約書案第2条のとおり、供給開始日は契約期間の始期と同一日(令和5年4月1日)としておりますので、契約前の協議はできません。なお、契約後の変更協議につきましては、契約書案第 16 条のとおりです。
2-22	電気利用者の利益保護の観点から、応札させていただく施設の 30 分値のご提供をお願いいたします。「30分値データ取得についての同意書」を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設 30 分値の提供をいただくことが可能となります。施設の秘匿性の観点から落札後のご提供で問題ございません。	30 分ごとに最大値の測定を行っていますが、常時データが上書きされ、記録する機能がないため、提供はできません。
2-23	開札結果について公開方法・範囲を教えてくださいませんか。あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。	契約相手方決定の日の翌日から起算して 72 日以内に落札者等の公告をします(静岡県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則第 10 条)。開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等で連絡をすることは可能です。